



背景・目的

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で合意された目標（WSSD2020年目標）に向けて、工業用化学物質の安全性を緊急的に点検し、国民の暮らしの安心の基盤となる化学物質対策を実施する。また、平成21年の化審法改正時の附則に基づき、改正法施行5年目（平成28年4月）の見直しに向けた所要の検討を行う。さらに、WSSD2020年目標のための国際戦略（SAICM）に重点分野として位置づけられた途上国の能力向上のための支援について、環境大臣間で署名した環境協力の覚書に基づき現地での講習等を実施する。

事業概要

① 上市後化学物質のリスク評価の加速化等

既存の試験法では有害性評価が困難な物質について試験法の検討、複雑な組成からなる混合物（例：石油由来化合物等）の評価手法の検討等を実施することにより化審法に基づくリスク評価を加速化する。

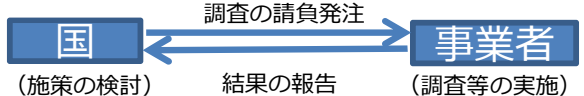
② 化学物質審査等の規制改革の推進

施行5年目の見直しに向けて化審法の施行状況を点検し、化学物質のリスクの最小化による安全・安心の一層の確保に向け、我が国の実態に則した具体的な措置を検討し、中央環境審議会等での審議に供する。その際、国民の安全・安心の確保のためのセーフティネット確立と、規制合理化や国際基準調和の推進による我が国事業者の競争力向上との両立を目指す。

③ アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

我が国とインドネシア・ベトナムの環境大臣間の覚書に基づき、化学物質の製造規制・排出規制を含めた政策パッケージについて、我が国の知識・経験や手法を伝達して両国の能力向上に資するため、実務者を現地に派遣し、行政官等を対象に講習を行う。

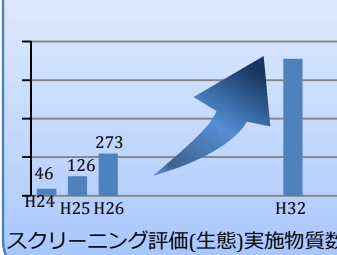
事業スキーム



期待される効果

・化審法に基づくリスク評価の加速化を実施し、リスクを低減すべき物質を特定する。

上市後化学物質のリスク評価の加速化等



(1) 生態毒性試験困難物質の試験法検討事業
疎水性・難水溶性等の評価が困難な化学物質について、新たな毒性試験法を検討・確立。また、事業者向け説明会の開催により、事業者に生態毒性試験の実施を促す。

(2) リスク評価単位グループ化検討事業
複雑な組成からなる混合物（石油由来化合物、界面活性剤等）などについて、海外での具体的な評価事例や既存の知見を収集し、生態毒性の評価手法を構築する。

化学物質審査等の規制改革の推進

○化学物質の用途・使用方法に応じた対策
・化学物質の用途や使用方法に応じた一層のリスク管理措置、情報伝達手法を検討・確立（例：環境への排出を抑制すべき物質に係る情報伝達など）

○化学物質含有製品への対策
・高懸念の化学物質を含む製品等のリスクの評価手法や規制手法を検討（化学物質を使用した製品の製造・使用・廃棄などライフサイクル全体を踏まえた対策の確立）

○新規化学物質審査制度の一層の合理化
・産業界からの合理化要望の是非・セーフティネットのあり方を検討
〔H29年度からは、少量新規制度（全国・個社10トン以下）に加え低生産量新規制度（全国・個社10トン以下）も検討〕

○産業界のリスク評価・リスク管理の促進
・化学物質の取扱い・排出実態の把握、産業界のリスク評価・リスク管理促進のための具体的手法の検討、事業者用マニュアル等の整備、国による産業界の取組の評価手法等を検討

中央環境審議会等での審議結果を受けて、必要に応じて法改正や政省令改正及び各種規定の整備等による運用改善を行う。

アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

目的：現地での講習会等の開催等により、相手国の化学物質対策能力の向上を促進し、アジアにおける適正な化学物質対策の実現を図る。

講習の主な議題：

- －当該国における化学物質対策の現状と課題
- －化学物質対策に関する日本の知識と経験
- －化学物質のリスク評価手法

講習開催実績：ベトナム（H23～ 5回開催）
インドネシア（H26～ 2回開催）

講習参加者：相手国政府の関係各部署、地方自治体、その他行政関係者





化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業 (うち化学物質環境実態調査費)

平成29年度予算(案)
469百万円(449百万円)
うち319百万円(319百万円)

背景・目的

事業目的・概要等

イメージ

化学物質環境実態調査の体系

調査対象物質の選定



分析法の開発



化学物質環境実態調査

〔地方公共団体と連携〕

初期環境調査

詳細環境調査

モニタリング調査

調査結果データの精査・解析

化管法

化審法

その他化学物質対策

それぞれの施策に活用

化学物質審査規制法(化審法)における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法(化管法)における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価などの、化学物質対策を推進するために必要となる、基礎データ(化学物質の残留状況)を得るための調査である。

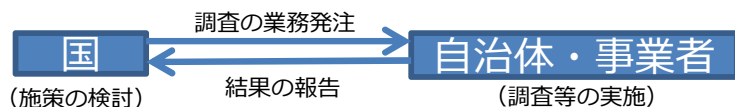
さらに、国際的な関心が高まっている環境中の医薬品等(PPCPs)についても実態を調査し対応の必要性を検討する。

事業概要

環境省内の化学物質管理施策を行っている部署から要望があった物質について、分析法を開発し、全国各地の一般環境での環境媒体(水質、底質、大気、生物等)を採取・分析し、調査物質の残留実態を把握する。

調査結果については、精査・解析を行い、要望を受けた部署にフィードバックし、各種の化学物質対策関連の施策に活用される。

事業スキーム



期待される効果

有害性の高い化学物質の環境汚染状況を速やかに把握することにより、環境リスクの評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止にもなる。

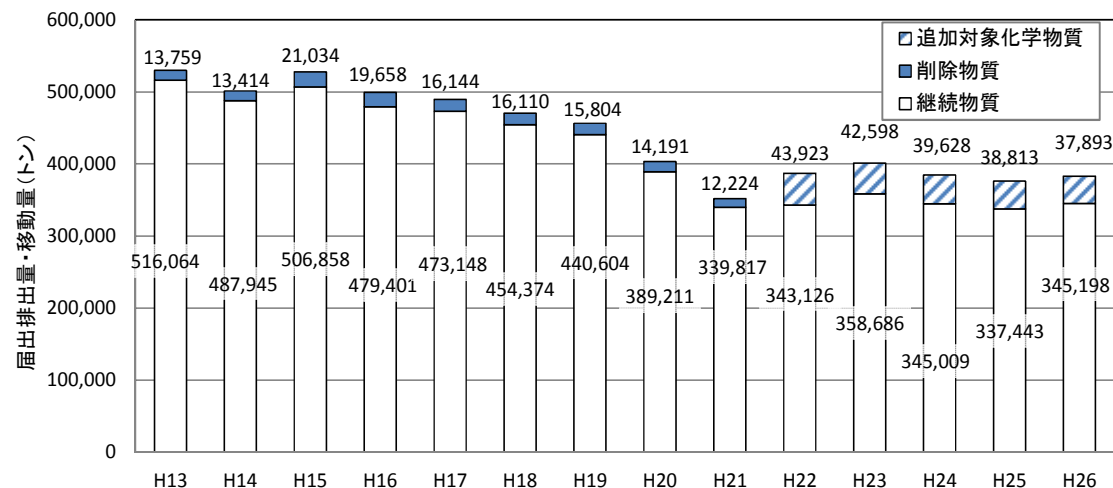


化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業 (うちPRTR制度運用・データ活用事業)

平成29年度予算(案)
469百万円(449百万円)
うち150百万円(130百万円)

背景・目的

- 化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づくPRTR制度は、これまでの「規制的手法」に代わる「情報的手法」として、環境汚染の未然防止と事業者の自主的な化学物質管理の促進に効果を上げてきたが、制度の定着に伴い、一層の対策の推進が重要。
- 平成28年度より制度見直しに向けた検討経費を計上しているが、規制改革会議に登録されている規制見直し時期(平成30年度)を踏まえ、検討を加速していく必要がある。
- WSSD2020目標の達成に加え、2020年オリンピック・パラリンピックの開催、2030・2040年代を見据えて必要な対策についても検討を行う。



【届出排出量・移動量の経年変化】

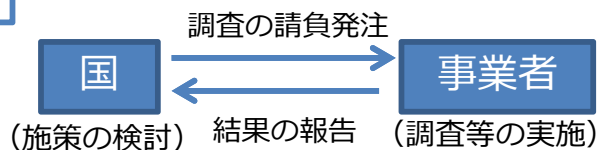
事業概要

化管法の制度見直しに関する検討

- 以下のような具体的な観点に着目し、制度見直しの検討を加速化する。
【PRTR制度】 施行状況(正確性、自主管理の改善)・対象物質・対象事業者要件・届出事項・未届け事業者に対する対応・届出排出量等の把握手法・届出外排出量の推計手法・リスクコミュニケーション・多面的利用
【SDS制度】 履行状況、GHSとの整合
- 検討には、国民・現場行政の期待、諸外国・地方公共団体の動向、事業者にとっての負担と便益等を考慮する。
- 検討結果のアウトプットとして、制度の改良に加え、共有情報の充実(分析法、応急措置等)により環境保全上の支障を未然に防止することも念頭に置く。
- 特に対象物質の見直しについては、候補物質や情報源の拡充の必要性を踏まえた選定の検討を行う。

※化管法の着実な運用に加え、届出事業者による算出方法の改善やPRTR届出の促進に向けた実態調査を行う。

スキーム



期待される効果

- 平成32年(2020)の施行を見据え、平成30年度までに制度に係る必要な見直しを行い、WSSD 2020年目標の達成に貢献。

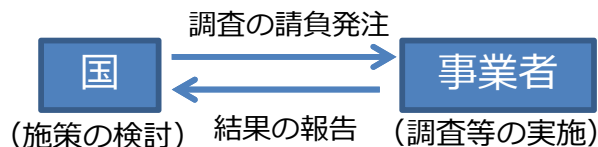


背景・目的

*Strategic Approach to International Chemicals Management：国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ

- 2002年9月、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で定められた実施計画において、**2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響を最小化することを目指すとの目標(WSSD 2020年目標)**を設定。
- 2006年2月、第1回国際化学物質管理会議(ICCM1)がドバイで開催され、WSSD 2020年目標達成のための方途としてサイカム^{サイカム}を採択。2012年9月「化学物質と環境に関する政策対話」での議論を踏まえ、化学物質対策に関する我が国の今後の戦略を示すものとして、環境省が関係各省の施策を取りまとめ、政府として「SAICM国内実施計画」を策定。
- 2016年中に整理される第四次環境基本計画の点検結果を踏まえ、**2017年度に行われる予定の第五次環境基本計画改定の内容について検討を行う(SAICM国内実施計画についても必要に応じて改定を行う。)**。

事業スキーム



事業概要

○環境基本計画及びSAICM国内実施計画の推進

化学物質対策の基本となる計画の点検結果を踏まえつつ環境省が、関係各省と協議し、計画の見直しに向けた検討を進める。

○諸外国の動向に関する調査

各国及び国際機関における化学物質制度や、ポスト2020年目標に関する動向等を調査する。

○「化学物質と環境に関する政策対話」の実施

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の化学物質に関係する多様な主体が参加し、化学物質と環境に関する政策に係る合意形成を目指す。

H29年度

第五次環境基本計画に向けた検討

- ・平成28年度の第四次環境基本計画の点検を踏まえ、第五次環境基本計画について検討。環境側面からの化学物質対策の包括性の向上を目指す。
- ・その他、各制度の連携やライフサイクル全体の管理、調査・研究、モニタリングの推進等について、事例に加え、**海外の取組状況**を参考に検討を進める。

期待される効果

- 化学物質リスクの最小化を目指すWSSD2020年目標の達成
- 2020年以降の国際的^{サイカム}化学物質管理に関する枠組み構築への貢献

背景・目的

平成8年に海外の著書「奪われし未来」をきっかけに、化学物質が内分泌系をかく乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響に社会的関心が高まった。

我が国では、平成10年にSPEED'98、平成17年にExTEND2005、平成22年からEXTEND2010を策定し作用・影響評価等を進めている。平成28年には新たにEXTEND 2016を策定し、これまでの取組を着実に進めるとともにリスク管理のあり方を検討をしていく。

諸外国では、既に内分泌作用をもつ化学物質に関する規制の枠組みが定められていることに加え、国際的に2020年までにリスク管理を行うべき課題として取り上げられる等、我が国でも早急の対応が求められている。

事業概要

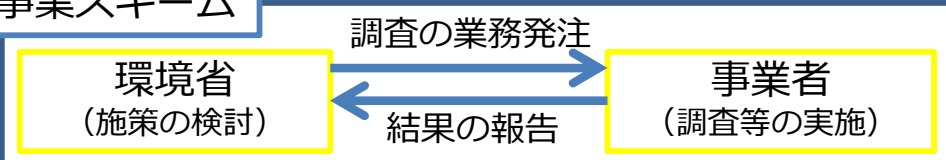
本事業では平成28年に策定予定のEXTEND2016に基づき、取組を推進する。特に、内分泌かく乱作用をもつ化学物質への今後の対応を検討するために、化学物質の内分泌かく乱作用に関する作用・影響評価に必要な試験を行いリスク評価を行っていくこと、リスク管理に向けた検討を行うこと、諸外国との国際協力事業に重点を置いている。

事業目的・概要等

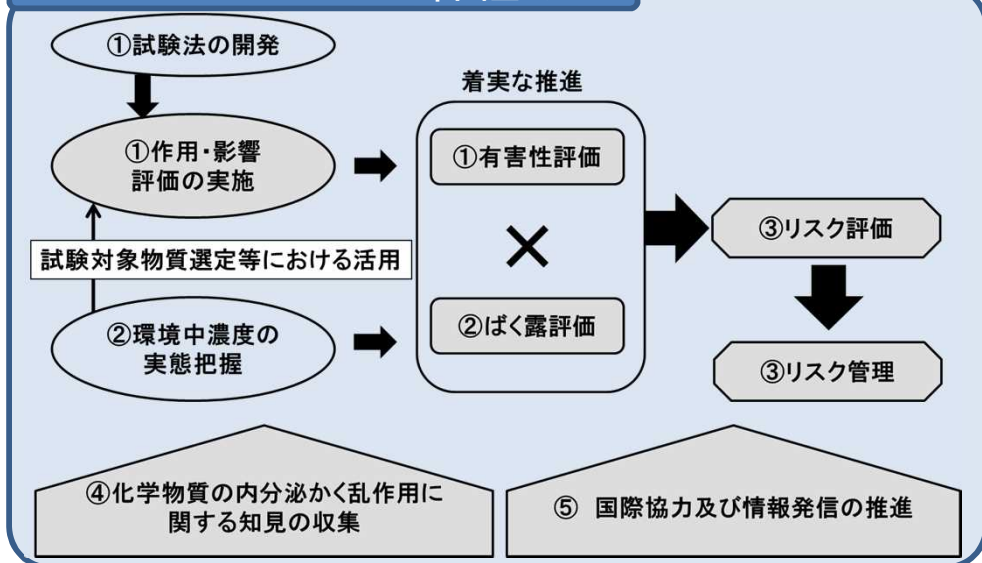
期待される効果

平成27年4月にOECDで、有害性のための確定試験が承認されている。この試験を実施することで、化学物質の内分泌かく乱作用に関する有害性およびリスクに関する評価を実施することができる。その結果を踏まえて具体的なリスク管理を行うための検討を行っていく。

事業スキーム



EXTEND2016の枠組み



<主な試験法の開発状況>

注1：第1段階試験 → 内分泌系への影響を確認
第2段階試験 → 有害性の確認

注2：◎開発済み、○開発中（完成間近）、△開発中、⊙H27年承認

検出可能な作用	区分		
	第1段階試験管内試験	第1段階生物試験	第2段階生物試験
エストロゲン様作用	◎	◎	⊙
抗エストロゲン様作用	◎	◎	⊙
アンドロゲン様作用	◎	◎	⊙
抗アンドロゲン様作用	○	△	⊙
甲状腺ホルモン様作用	◎	△	⊙
抗甲状腺ホルモン様作用	◎	△	⊙
幼若ホルモン様作用	△	○	◎
脱皮ホルモン様作用	◎	△	△

イメージ

有害性評価、リスク管理へ向けた議論へ



背景・目的

難分解性、高蓄積性等の性質を持つPCB等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球規模の汚染を防止し、POPsによる環境リスクの低減を図るために制定された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」では、国内及び国際的な環境実態を監視すること（第11条）を締約国に義務付けており、締約国会議は、調査結果を活用した条約の対策面での有効性の評価を行っている（第16条）。

我が国は2002年にPOPs条約に締結しており、適切に条約を遵守し、条約の有効性/効果の監視のための取組を進める必要がある。

事業スキーム

支出予定先：民間団体等

事業概要

- POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視
 - 全国規模での大気、水質、底質、生物等のPOPsモニタリング調査
 - 東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄）での高頻度監視
- POPsの越境汚染に係る高頻度監視
 - 五島（長崎県）において、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度監視

期待される効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとしたPOPs条約第11条に係る義務を適切に履行する。また、得られた情報をPOPs条約第16条の条約の有効性評価に役立てる。

事業目的・概要等

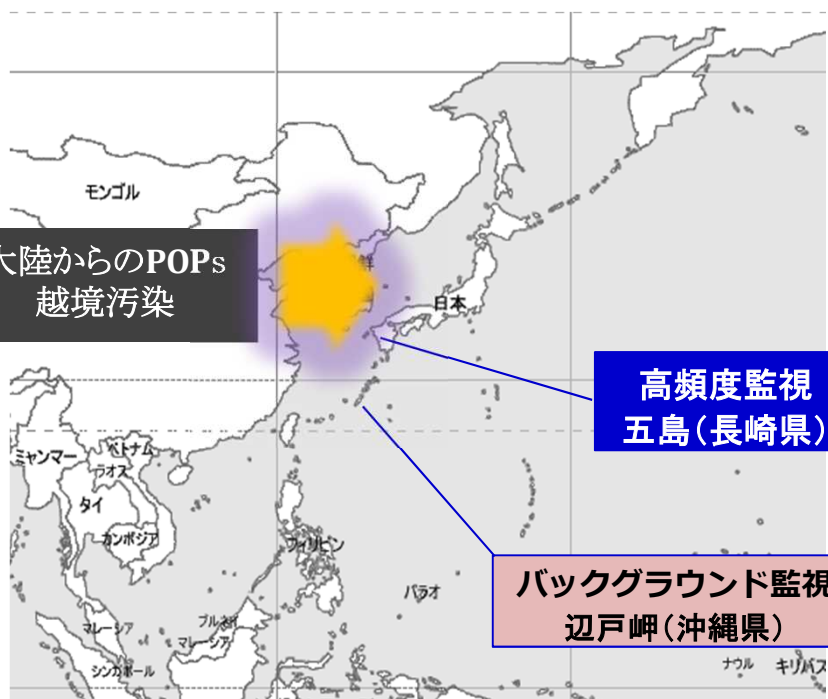
イメージ

● POPs条約対象物質の変遷

平成14年	我が国の締結時	12物質群
平成21年	第4回締約国会議（COP4）	→ 9物質群追加（下表紫文字）
平成23年	第5回締約国会議（COP5）	→ 1物質群追加（下表青文字）
平成25年	第6回締約国会議（COP6）	→ 1物質群追加（下表緑文字）
平成27年	第7回締約国会議（COP7）	→ 3物質群追加（下表赤文字）

条約対象物質（26物質群）

アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、ディルドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、PCDDs、PCDFs、クロルデコン、リンデン、 α -HCH、 β -HCH、テトラ・ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモビフェニル、PFOS及びその塩・PFOSF、ペンタクロロベンゼン、エンドスルファン、ヘキサプロモシクロドデカン、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類





子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

平成29年度予算（案）4,494百万円（4,462百万円）
（平成28年度第2次補正予算 1,302百万円）

背景・目的

環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響が解明されておらず、子育てへの不安が広がっている。その解明のため、大規模な疫学調査が必要。

事業概要

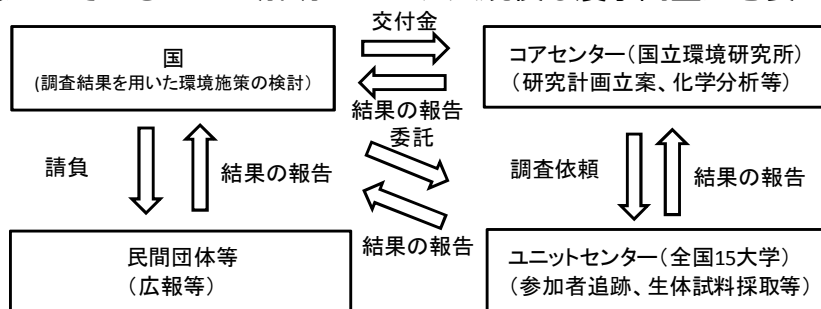
エコチル調査とは、胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査。なお、事業期間は平成22年度から平成44年度まで実施予定である。

事業目的・概要等

期待される効果

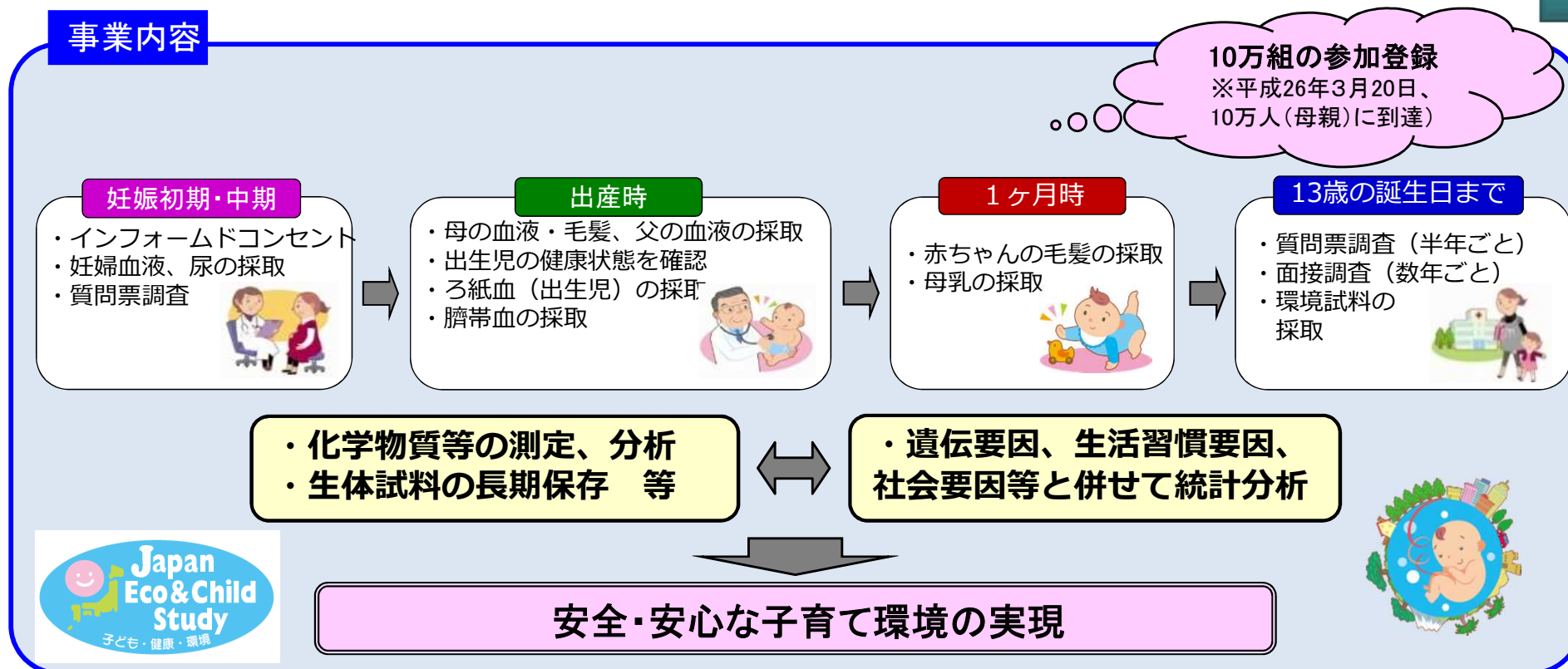
環境中の化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

事業スキーム



イメージ

事業内容



※2016年のG7富山環境大臣会合において高く評価され、推進すべきとされた。



水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成29年度予算（案）
297百万円（260百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

- 水銀に関する水俣条約（水俣条約）の発効を見据え、国内における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

事業概要

○水俣条約の発効に向けた国内体制の整備

水俣条約発効時からの水銀汚染防止法の本格施行を見込み、制度周知、実施状況のフォロー等を関係者と協力して実施、同法関連施策の適格な運用を図る。また、平成29年夏頃に開催が見込まれる第1回締約国会議で採択が予定されているガイドライン等を踏まえ、国内施策の検討を行う。

○水俣条約運用体制の整備支援

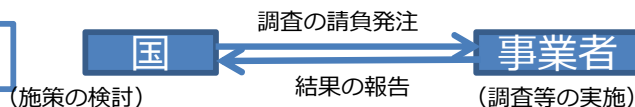
- 条約交渉において、水銀対策先進国としての立場を活かして、国際的なルール作りを主導。 例：世界モニタリング計画の策定支援
- 条約の確実な実施を進めるため、評価に必要となるモニタリングデータ等の整備を進める。 例：大気モニタリングの継続、毛髪水銀データベースの整備

○我が国水銀対策手法の国際展開

- 水銀マイナスプログラムに基づき、途上国の水銀対策ニーズ調査結果をもとに、我が国の技術、知見を活用した途上国を支援を実施。その際には米国等の関係国・機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

例：GEF資金を活用したアジア地域における水銀モニタリング能力強化、JCM, JICA等の資金メカニズムを活用した協カプロジェクトの形成推進

事業スキーム



期待される効果

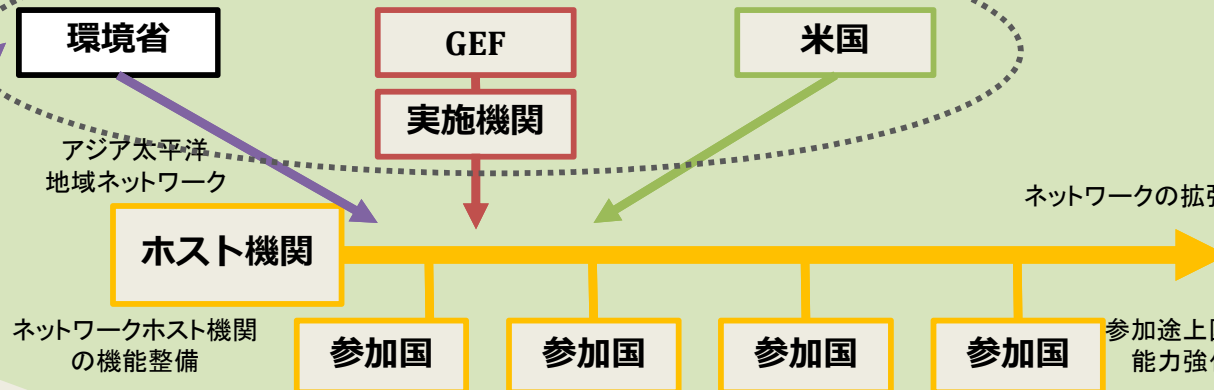
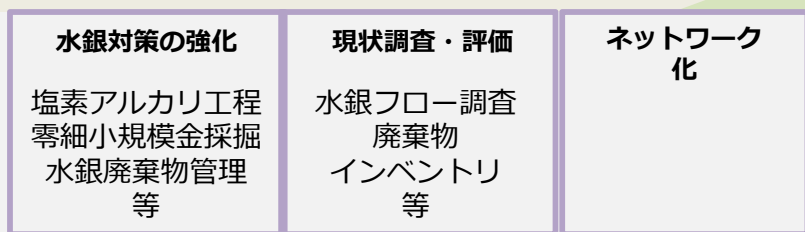
国内外の水銀対策を推進しグローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境の構築に貢献

水銀マイナスプログラム

国際的な水銀対策の強化に向けたリーダーシップの発揮

協働してモニタリングを支援

日米政策対話



途上国の適切な条約履行を支援

ネットワークホスト機関の機能整備



茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による 環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

平成29年度予算（案）
84百万円（84百万円）

背景・目的

茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシニン酸）による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が発生したが、当該物質の人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている。

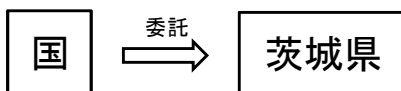
事業概要

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者※に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付する。

※専門家による検討会（環境省）の審査を経て確認

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

治療を通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安等を解消する。

イメージ

医療手帳の交付		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費（※自己負担分を公費負担） ・療養手当（通院：月1.5万円、入院：月2.5万円（※併給なし）） ・健康診査（年1回）（※公費負担）
特に汚染の著しい井戸水の飲用者 →健康管理調査の実施（健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施）	入院歴なし	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用（月2万円） ・健康管理調査協力金（初年度当初30万円）
	入院歴あり	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用（月2万円） ・健康管理調査協力金（初年度当初70万円）
小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者 ※平成23年度～ →精神発達調査の実施（精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施）		<ul style="list-style-type: none"> ・精神発達調査費用（月5万円）
小児支援体制整備事業の実施 ※平成20年度～ （医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象）		<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

<ul style="list-style-type: none"> ◇申請受付開始日：平成15年6月30日 ◇対象者数等：医療手帳対象者148名（累計157名） うち健康管理調査対象者29名 （※平成28年5月1日現在） 	申請者数：565名 棄却者数：408名 分析調査中等：0名
<ul style="list-style-type: none"> ◇事業見直し等 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月7日 平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定 ・平成20年5月22日 平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を継続することを決定 ・平成23年6月23日 平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施することを決定 ・平成26年6月26日 平成26年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成26年7月以降も事業を継続することを決定 ・平成29年6月 緊急措置事業見直し予定 	



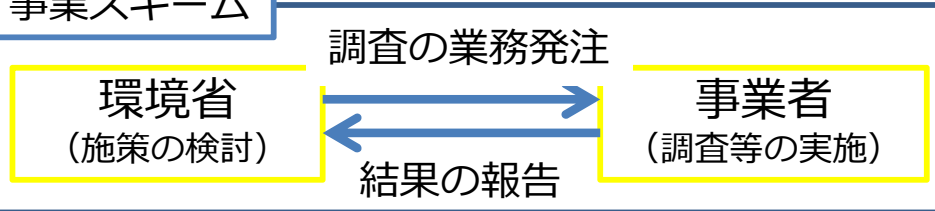
事業目的・概要等

背景・目的

熱中症は、毎年夏を中心に多くの被害をもたらしており、予防策の普及啓発は重要となっている。

加えて、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、夏季の大規模イベント等における熱中症のリスク把握手法の開発や、観客、特に日本の夏になれていない海外からの旅行者等に向けた熱中症予防策を検討する。

事業スキーム



事業概要

- ・熱中症に係る指導者養成事業
- ・熱中症に関する普及啓発資料の作成
- ・熱中症予防強化月間（7月）における予防事業の実施
- ・2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた熱中症対策事業

期待される効果

国民の熱中症対策に関する意識を一層高めるとともに、自治体や地域の指導者を通じて、熱中症の発生や重症化予防に向けた取組を進めていただくことで、日本全体として熱中症による被害を減少させる。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて必要な対策に関する知見を収集する。

イメージ

（熱中症に関する普及啓発資料の作成）

- 熱中症について正しい知識を周知するための「熱中症環境保健マニュアル」をはじめとする普及啓発資料を作成し、自治体等に提供

（熱中症に係る指導者養成事業）

- 幅広い分野に対応した、熱中症に関する最新のデータ、知見等を発信するシンポジウムを開催



（熱中症予防強化月間における予防事業）

- 平成25年度に設定した熱中症予防強化月間（7月）におけるイベント活動等を通じ、国民の熱中症に対する意識を高める

（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた熱中症対策事業）

- 平成27年度に作成した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」について、有効性の確認や検証を行う
- 「熱中症環境保健マニュアル」についても見直しを行い上記ガイドラインと統合する。
- 外国人旅行者等に対する熱中症に関する普及啓発手法の検討し実施する